

『原材料高騰対策事業者支援金』の給付

新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原材料価格の高騰により経営に打撃を受けている小規模事業者を支援するため支援金を給付します。

◇給付対象者：原材料高騰による影響を受けた事業者のうち、以下の(1)～(4)のいずれにも該当する事業者

要件(1) 次の①または②に該当する事業者

①道の「道内事業者等事業継続緊急支援金」を受給した事業者（上乘せ）

②道の「道内事業者等事業継続緊急支援金」を受給できなかったが、令和3年11月から令和4年10月までのいずれかの月の売上高が平成30年11月から令和2年3月までの間の任意の同月売上高と比較して15%以上減少していること及び、令和3年11月から令和4年10月までのいずれかの月に購入した原材料等の単価が令和2年11月から令和3年10月までのいずれかの月に購入した単価よりも増加している事業者（横出し）

要件(2) 町内で事業を営む小規模事業者（歯科医、農業者、協同組合、宗教法人、社会福祉法人、任意団体等は除く）

要件(3) 本支援金の申請日までに事業を営み、受給後も引き続き事業を継続する意思がある事業者

要件(4) 町の「運送事業者緊急支援金」を受給していない事業者

◇給付額

給付額
道の支援金を受給した事業者：5万円
道の支援金を受給できなかった事業者：10万円

■申請期間

令和4年8月22日（月）から令和4年12月2日（金）

■申請に必要な書類

- ① 提出書類確認リスト
- ② 支援金給付申請書
- ③ 道の支援金を受給したことがわかる書類（要件(1)①の方のみ）
- ④ 売上高等の確認に係る調書（要件(1)②の方のみ）
- ⑤ 比較する月の売上高を確認できる書類（（要件(1)②の方のみ））
- ⑥ 原材料単価の確認に係る調書（要件(1)②の方のみ）
- ⑦ 原材料単価を確認できる書類（要件(1)②の方のみ）
- ⑧ 売上高及び原材料単価が確認できる書類の写しの提出の省略調書（該当者のみ）
- ⑨ 申請者名義の口座の通帳の写し（銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の表面と通帳を開いた1・2ページ目の両方を添付※電子通帳や当座口座等で、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面や当座口座等の画像を印刷し添付）
- ⑩ 誓約書兼同意書
- ⑪ 身分証明書（郵送の場合）

■申請書の取得方法

- ① 土幌町HPよりダウンロード
- ② 土幌町産業振興課窓口
- ③ 土幌町商工会

■申請方法

- ① 郵送
- ② 持参

■提出先

〒080-1292 土幌町役場産業振興課産業振興グループ商工観光労働担当（コミセン内）

■支援金の給付

9月中旬より（予定）

担当 産業振興課 産業振興グループ（コミセン内 電話5-5213）